## ○内閣府告示第三百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

二　構造改革特別区域の名称　札幌市高度ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

○内閣府告示第三百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登別市

二　構造改革特別区域の名称　安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　登別市の全域

## ○内閣府告示第三百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登別市

二　構造改革特別区域の名称　登別市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　登別市の全域

○内閣府告示第三百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百二十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡豊頃町

二　構造改革特別区域の名称　豊頃町みんなで楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡豊頃町の全域

○内閣府告示第三百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

二　構造改革特別区域の名称　弘前ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　弘前市の全域

○内閣府告示第四百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八戸市

二　構造改革特別区域の名称　八戸ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　八戸市の全域

○内閣府告示第四百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

二　構造改革特別区域の名称　みやぎ情報産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮城県の全域

○内閣府告示第四百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大崎市

二　構造改革特別区域の名称　たじり子育てスマイル特区

三　構造改革特別区域の範囲　大崎市の区域の一部（旧田尻町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県

二　構造改革特別区域の名称　秋田ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田県の全域

○内閣府告示第四百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第七百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鶴岡市

二　構造改革特別区域の名称　地産地消で育つ元気な子どもの楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　鶴岡市の区域の一部（旧藤島町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

二　構造改革特別区域の名称　郡山市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　郡山市の全域

## ○内閣府告示第四百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県大沼郡会津美里町

二　構造改革特別区域の名称　会津美里町ニッキーズ食育特区

三　構造改革特別区域の範囲　福島県大沼郡会津美里町の全域

## ○内閣府告示第四百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　水戸市

二　構造改革特別区域の名称　元気都市・水戸　ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　水戸市の全域

○内閣府告示第四百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　土浦市

二　構造改革特別区域の名称　土浦市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　土浦市の全域

## ○内閣府告示第四百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　常陸太田市

二　構造改革特別区域の名称　常陸太田市金砂郷幼保一体的運営特区

三　構造改革特別区域の範囲　常陸太田市の区域の一部（旧金砂郷町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　ひたちなか市

二　構造改革特別区域の名称　ひたちなか市ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　ひたちなか市の全域

○内閣府告示第四百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　前橋市

二　構造改革特別区域の名称　前橋市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　前橋市の全域

○内閣府告示第四百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高崎市

二　構造改革特別区域の名称　高崎市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　高崎市の全域

○内閣府告示第四百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県邑楽郡明和町

二　構造改革特別区域の名称　子供たちを地元産食材で育てる特区

三　構造改革特別区域の範囲　群馬県邑楽郡明和町の全域

○内閣府告示第四百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

二　構造改革特別区域の名称　埼玉県はばたくＩＴ人材特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

○内閣府告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

二　構造改革特別区域の名称　ちばｅビジネス振興・ＩＴ基盤人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

○内閣府告示第四百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　勝浦市

二　構造改革特別区域の名称　安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　勝浦市の全域

○内閣府告示第四百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都台東区

二　構造改革特別区域の名称　台東ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都台東区の全域

○内閣府告示第四百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都墨田区

二　構造改革特別区域の名称　魅力都市すみだデジタルＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都墨田区の全域

## ○内閣府告示第四百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都江東区

二　構造改革特別区域の名称　育てよう！こうとうＩＴ職人特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都江東区の全域

○内閣府告示第四百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都大田区

二　構造改革特別区域の名称　おおた高度ＩＴ技術者育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都大田区の全域

○内閣府告示第四百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都世田谷区

二　構造改革特別区域の名称　世田谷ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都世田谷区の全域

○内閣府告示第四百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都中野区

二　構造改革特別区域の名称　なかのＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都中野区の全域

○内閣府告示第四百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都杉並区

二　構造改革特別区域の名称　杉並ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都杉並区の全域

○内閣府告示第四百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都練馬区

二　構造改革特別区域の名称　練馬区ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都練馬区の全域

○内閣府告示第四百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　国立市

二　構造改革特別区域の名称　くにたちＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　国立市の全域

○内閣府告示第四百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都神津島村

二　構造改革特別区域の名称　神津島村子供たちの安全安心子育て特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都神津島村の全域

○内閣府告示第四百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

○内閣府告示第四百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　川崎市

二　構造改革特別区域の名称　かわさきＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　川崎市の全域

○内閣府告示第四百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　相模原市

二　構造改革特別区域の名称　さがみはらＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　相模原市の全域

○内閣府告示第四百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　厚木市

二　構造改革特別区域の名称　あつぎＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　厚木市の全域

○内閣府告示第四百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

二　構造改革特別区域の名称　新潟市ＩＴ人材ステップアップ特区

三　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

○内閣府告示第四百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新発田市

二　構造改革特別区域の名称　しばたっ子食農給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新発田市の全域

○内閣府告示第四百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県

二　構造改革特別区域の名称　ふくいＩＴ達人育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　福井県の全域

○内閣府告示第四百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

二　構造改革特別区域の名称　やまなしＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　山梨県の全域

○内閣府告示第四百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富士吉田市

二　構造改革特別区域の名称　健やかな成長を応援する給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　富士吉田市の全域

○内閣府告示第四百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南アルプス市

二　構造改革特別区域の名称　より安全で安心できる給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　南アルプス市の全域

○内閣府告示第四百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

二　構造改革特別区域の名称　長野市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野市の全域

○内閣府告示第四百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松本市

二　構造改革特別区域の名称　松本市ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松本市の全域

## ○内閣府告示第四百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

二　構造改革特別区域の名称　上田市の産業を支えるＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　上田市の区域の一部（旧上田市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

二　構造改革特別区域の名称　大垣市ＩＴエキスパート育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

○内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　瑞浪市

二　構造改革特別区域の名称　幼児教保育特区

三　構造改革特別区域の範囲　瑞浪市の全域

○内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　海津市

二　構造改革特別区域の名称　海津市幼保連携的給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　海津市の全域

○内閣府告示第四百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三島市

二　構造改革特別区域の名称　三島市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　三島市の全域

○内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

二　構造改革特別区域の名称　あいちＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

○内閣府告示第四百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

二　構造改革特別区域の名称　健やかな子どもの成長を育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　豊田市の全域

○内閣府告示第四百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　蒲郡市

二　構造改革特別区域の名称　こころ豊かな「安心」給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　蒲郡市の全域

○内閣府告示第四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

二　構造改革特別区域の名称　三重県ＩＴスペシャリスト育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　三重県の全域

○内閣府告示第四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十六年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　いなべ市

二　構造改革特別区域の名称　藤原町幼保一体的運営特区

三　構造改革特別区域の範囲　いなべ市の区域の一部（旧藤原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県員弁郡東員町

二　構造改革特別区域の名称　東員すこやか給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　三重県員弁郡東員町の全域

○内閣府告示第四百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府

二　構造改革特別区域の名称　京都ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都府の全域

○内閣府告示第四百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府久世郡久御山町

二　構造改革特別区域の名称　「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都府久世郡久御山町の全域

○内閣府告示第四百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府

二　構造改革特別区域の名称　大阪ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大阪府の全域

○内閣府告示第四百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　堺市

二　構造改革特別区域の名称　さかいＩＣＴひとづくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　堺市の全域

○内閣府告示第四百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東大阪市

二　構造改革特別区域の名称　東大阪市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東大阪市の全域

○内閣府告示第四百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県

二　構造改革特別区域の名称　ひょうごＩＴエキスパート育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　兵庫県の全域

○内閣府告示第四百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県

二　構造改革特別区域の名称　やまとＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　奈良県の全域

○内閣府告示第四百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県

二　構造改革特別区域の名称　和歌山県ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　和歌山県の全域

○内閣府告示第四百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第千二百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

二　構造改革特別区域の名称　宍道子しじみグローアップ特区

三　構造改革特別区域の範囲　松江市の区域の一部（宍道町及び八雲町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第六百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

二　構造改革特別区域の名称　松江市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松江市の全域

○内閣府告示第四百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第八百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　井原市

二　構造改革特別区域の名称　元気井原給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　井原市の全域

○内閣府告示第四百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

二　構造改革特別区域の名称　地産で安心、新見の楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　新見市の区域の一部（旧新見市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

## ○内閣府告示第四百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県和気郡和気町

二　構造改革特別区域の名称　いきいき和気給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　岡山県和気郡和気町の全域

○内閣府告示第四百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

二　構造改革特別区域の名称　ＩＴひろしま・産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

○内閣府告示第四百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　安芸高田市

二　構造改革特別区域の名称　安芸高田市すこやか食育推進給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　安芸高田市の全域

○内閣府告示第四百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇部市

二　構造改革特別区域の名称　宇部市ＩＣＴ技術者育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　宇部市の全域

○内閣府告示第四百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩国市

二　構造改革特別区域の名称　岩国市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　岩国市の全域

○内閣府告示第四百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　周南市

二　構造改革特別区域の名称　周南市ＩＴキャリア人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　周南市の全域

○内閣府告示第四百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県玖珂郡和木町

二　構造改革特別区域の名称　みんなそろって楽しい給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県玖珂郡和木町の全域

## ○内閣府告示第四百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島市

二　構造改革特別区域の名称　徳島市情報技術リーダー養成特区

三　構造改革特別区域の範囲　徳島市の全域

## ○内閣府告示第四百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第二百十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿南市

二　構造改革特別区域の名称　地産地消で安心・安全　阿南市給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　阿南市の区域の一部（旧那賀川町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高松市

二　構造改革特別区域の名称　おいでまい高松ＩＴ特区

三　構造改革特別区域の範囲　高松市の全域

○内閣府告示第四百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　さぬき市

二　構造改革特別区域の名称　さぬきＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　さぬき市の全域

○内閣府告示第四百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

二　構造改革特別区域の名称　松山市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　松山市の全域

○内閣府告示第四百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今治市

二　構造改革特別区域の名称　今治市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　今治市の全域

○内閣府告示第四百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

二　構造改革特別区域の名称　新居浜市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

○内閣府告示第四百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知市

二　構造改革特別区域の名称　こうちＩＴ人づくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知市の全域

○内閣府告示第四百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　人吉市

二　構造改革特別区域の名称　人吉ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　人吉市の全域

## ○内閣府告示第四百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

二　構造改革特別区域の名称　Ｏ〔ＩＴ〕Ａ高度情報化特区

三　構造改革特別区域の範囲　大分市の全域

○内閣府告示第四百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

二　構造改革特別区域の名称　元気みやざきフレッシュＩＴ人材特区

三　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

○内閣府告示第四百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那覇市

二　構造改革特別区域の名称　なはＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　那覇市の全域

○内閣府告示第四百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　名護市

二　構造改革特別区域の名称　名護市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　名護市の全域